

1 板橋区景観計画の変更に係る手続きについて

これまで複数年にわたり、景観審議会・部会を中心に議論を積み重ねてきた景観計画の変更を伴う案件（①アクセント色の導入、②景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組み）について、これまでの検討経過及び、景観計画の変更に係る手続きのスケジュールを報告する。

（１）これまでの検討経過

アクセント色の導入	景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組み
【H25-29 年度】アクセント色の導入に向けた検討開始 ・部会（４回）、審議会（４回）でアクセント色を導入した場合の色彩基準（案）を検討  ▷色彩基準（案）の検討 ▷委員意見の反映 ▷事例調査 【H30 年度】東京都、地元ヒアリング ・東京都緑地景観課 ・住民提案型景観形成重点地区（加賀一・二丁目地区、常盤台一丁目・二丁目地区）	【H23 年度】 ・板橋宿不動通り地区が景観形成重点地区の追加指定の候補地区に位置づけ ※H21 年度～商店街の無電柱化工事 【H27 年度】 ・商店街の無電柱化工事が完了 【H28 年度】 ・花の湯の閉店→解体へ ・商店街との景観まちづくりの取り組みに向けた調整開始 【H29-30 年度】景観まちづくりの取り組み開始 ・地元勉強会の開催（５回） ・まちづくりニュースの発行（６回） ・意向調査（２回） ・周知イベントの実施（２回） ・まちづくりプラン（素案）の策定



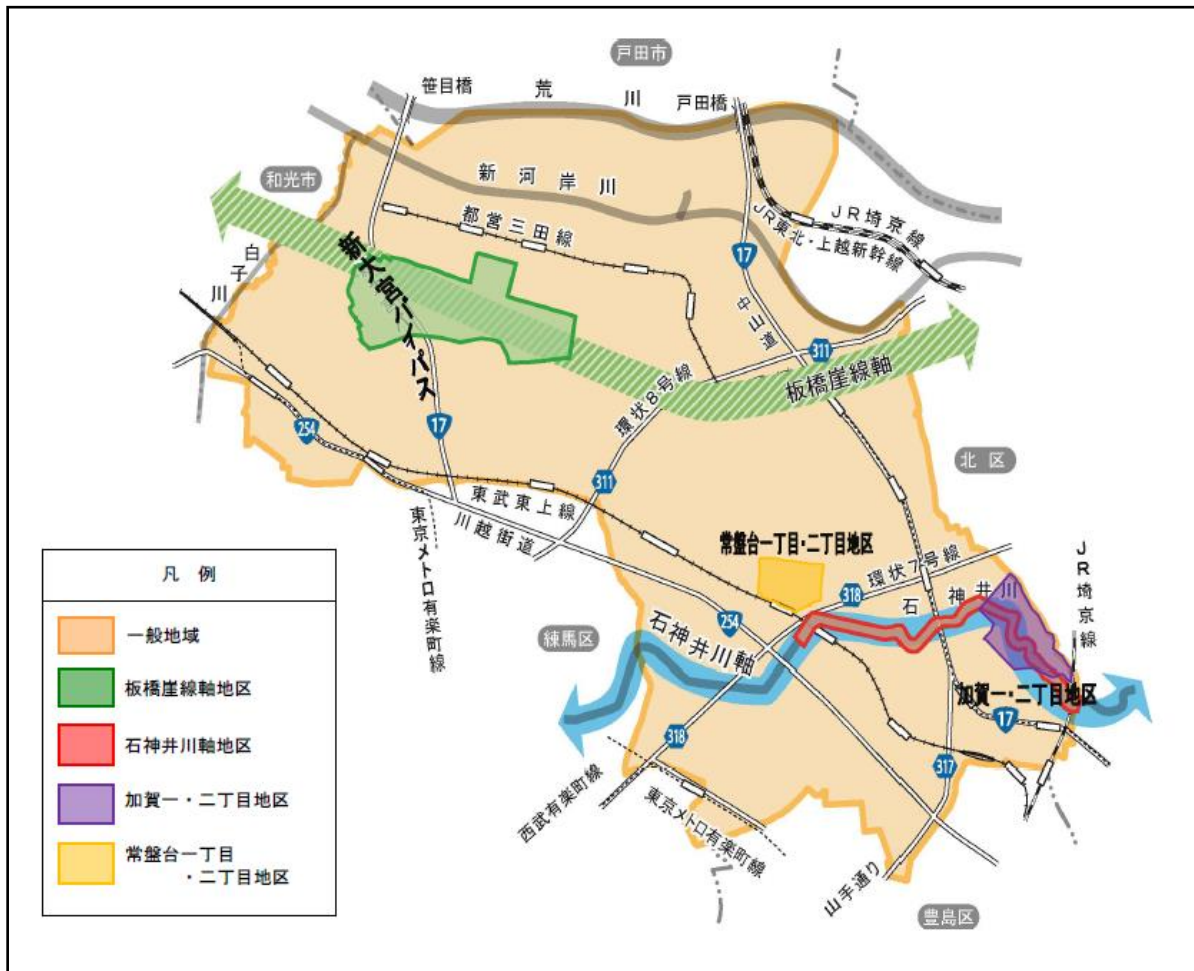
平成 31（2019）年度以降の景観計画の変更に係る手続きに移行

(2) 今後のスケジュール（予定）

アクセント色の導入	景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組み
【H31 年度】 景観計画変更案の作成 □変更案の作成 ↓ □地元説明・周知 ↓ □東京都緑地景観課との協議 【H32 年度】 景観計画の変更 □パブリックコメント ↓ □景観審議会・部会の意見聴取 ↓ □都市計画審議会の意見聴取 ↓ □景観審議会諮問・答申 ↓ □景観計画変更・告示 ↓ □景観計画（冊子）の印刷製本 □ガイドラインの改訂（色彩）	【H31 年度】 景観計画変更案の検討 □地元からの提案 ↓ □地元案を元に、変更案を検討 【H31-32 年度】 景観計画変更案の作成 □変更案の作成 ↓ □地元説明・周知 ↓ □東京都緑地景観課との協議 ↓ □景観審議会・部会の意見聴取 【H33 年度】 景観計画の変更 □パブリックコメント ↓ □景観審議会・部会の意見聴取 ↓ □都市計画審議会の意見聴取 ↓ □景観審議会付議・答申 ↓ □景観計画変更・告示 ↓ □景観計画（冊子）の印刷製本 □ガイドラインの改訂（色彩、屋外広告物）

(3) 景観形成基準（案）

■一般地域と景観形成重点地区



■景観計画（冊子）に係る景観形成基準（案）の該当ページ

No.	一般・重点	地区名	景観計画（冊子）の該当ページ
①	一般地域		第4章4－4ページ
②	景観形成重点地区	板橋崖線軸地区	第5章5－6ページ
③		石神井川軸地区	第5章5－15ページ
④		加賀一・二丁目地区	変更追加版 第5章5－24、25ページ
⑤		常盤台一丁目・二丁目地区	変更追加版 第5章5－34、35ページ

① 一般地域

区 分	景観形成基準																													
色 彩 〔外壁基本色〕 強調色	○周辺の建築物等との調和 ・色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="2">強調色※1</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0R～4. 9YR</td><td>4 以上 8. 5 未満の場合</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0R～4. 9YR</td><td rowspan="2">4 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上の場合</td><td>1. 5 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5. 0YR～5. 0Y</td><td>4 以上 8. 5 未満の場合</td><td>6 以下</td><td rowspan="2">5. 0YR～5. 0Y</td><td rowspan="2">6 以下</td></tr><tr><td>8. 5 以上の場合</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 8. 5 未満の場合</td><td>2 以下</td><td>その他</td><td>2 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) ※1 強調色：外壁各面の 1 / 5 以下で使用可能とする ※注 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする	外壁基本色			強調色※1		色相	明度	彩度	色相	彩度	0R～4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	0R～4. 9YR	4 以下	8. 5 以上の場合	1. 5 以下	5. 0YR～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	6 以下	5. 0YR～5. 0Y	6 以下	8. 5 以上の場合	2 以下	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下
外壁基本色			強調色※1																											
色相	明度	彩度	色相	彩度																										
0R～4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	0R～4. 9YR	4 以下																										
	8. 5 以上の場合	1. 5 以下																												
5. 0YR～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	6 以下	5. 0YR～5. 0Y	6 以下																										
	8. 5 以上の場合	2 以下																												
その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下																										
色 彩 〔アクセント色〕	○建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する ・アクセント色を使用する場合にあつては、下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 <table><tr><th>区分</th><th>色彩基準</th></tr><tr><td>面積の上限</td><td>・外壁各面の 12m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。</td></tr><tr><td>節度ある使用</td><td>・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。</td></tr><tr><td>使用場所※2</td><td>・建物中低層部である 12m以下 の部分で用いる。</td></tr><tr><td>色数</td><td>・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。</td></tr><tr><td>彩度の上限※2</td><td><table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) </td></tr></table> ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。 ・上記のほか地域性を考慮し、商業地（幹線道路沿道含む）・商店街では、賑わいを演出するため上表の基準を踏まえた色彩計画を行い、商業地・商店街以外では、周囲から突出した色彩を抑えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。	区分	色彩基準	面積の上限	・外壁各面の 12m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所※2	・建物中低層部である 12m以下 の部分で用いる。	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。	彩度の上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下							
区分	色彩基準																													
面積の上限	・外壁各面の 12m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。																													
節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。																													
使用場所※2	・建物中低層部である 12m以下 の部分で用いる。																													
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。																													
彩度の上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下																			
アクセント色																														
色相	彩度																													
0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下																													
5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下																													
その他の色相	彩度 4 以下																													

② 景観形成重点地区「板橋崖線軸地区」（高さ 12m未満）

区 分		景観形成基準					
色 彩 〔外壁基本色〕 強調色	・豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、強調色は落ち着きを感じられる色彩とすることとし、下表の色彩基準に適合するものとする。						
	外壁基本色			強調色※1			
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	
	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	
		6 以上 7 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下	
	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	
					4 未満及び 7 以上	3 以下	
5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下		
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下		
(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)							
※1 強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能とする							
※注 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする							
・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。							
色 彩 〔アクセント色〕	・下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。						
	・建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。						
	区分	色彩基準					
	面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。					
	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。					
	使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下の部分で用いる。					
	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。					
	彩度の上限※2	アクセント色					
		色相		彩度			
		0.0R～4.9Y		彩度 8 以下			
5.0Y～5.0G		彩度 6 以下					
その他の色相		彩度 4 以下					
(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)							
※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。							
・上記のほか地域性を考慮し、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。							

③ 景観形成重点地区「石神井川軸地区」

区 分	景観形成基準																																										
色 彩 （外壁基本色） 強調色	- 高さ 12m 未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ下表の色彩基準に適合するものとする。 - 高さ 12m 以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準（下表参照）に適合するものとする。 - なお、高さ 12m 以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩（高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するもの）を用いる。																																										
	《高さ 12m 未満の部分に対する色彩基準》																																										
	<table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色※1</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>6 以上 7 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td rowspan="2">4 以上 7 未満</td><td rowspan="2">5 以下</td><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>4 未満及び 7 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>4 以上 7 未満</td><td>1 以下</td><td>5.0Y～5.0G</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 6 未満</td><td>1 以下</td><td>その他</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr></table>	外壁基本色			強調色※1			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	6 以上 7 未満	3 以下	4 未満及び 6 以上	3 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	4 未満及び 7 以上	3 以下	5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下	その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下
	外壁基本色			強調色※1																																							
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																						
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下																																						
	6 以上 7 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下																																						
0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下																																						
				4 未満及び 7 以上	3 以下																																						
5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下																																						
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																						
《高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準》																																											
<table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色※1</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>6 以上 9 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>7 以上 9 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 7 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 7 未満</td><td>1 以下</td><td>その他</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr></table>	外壁基本色			強調色※1			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	6 以上 9 未満	3 以下	4 未満及び 6 以上	3 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	7 以上 9 未満	3 以下	4 未満及び 7 以上	3 以下	その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下					
外壁基本色			強調色※1																																								
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																						
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下																																						
	6 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下																																						
0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下																																						
	7 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 7 以上	3 以下																																						
その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																						
(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)																																											
※1 強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能とする																																											
※注 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする																																											
	屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。																																										

区 分	景観形成基準																						
色 彩 〔アクセント色〕	・下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 ・建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>色彩基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積の上限</td><td> ・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。 </td></tr> <tr> <td>節度ある使用</td><td> ・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td>使用場所※2</td><td> ・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。 </td></tr> <tr> <td>色数</td><td> ・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 </td></tr> <tr> <td>彩度の上限※2</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) </td></tr> </tbody> </table> ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。 ・上記のほか地域性を考慮し、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。	区分	色彩基準	面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。	彩度の上限※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下
区分	色彩基準																						
面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。																						
節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。																						
使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。																						
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。																						
彩度の上限※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下												
アクセント色																							
色相	彩度																						
0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下																						
5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下																						
その他の色相	彩度 4 以下																						

④景観形成重点地区「加賀一・二丁目地区」

区 分		景観形成基準				
色 彩 〔外壁基本色〕 強調色	共通基準					
	・ 建築物の外観は、温かみのある色彩・素材を用いたりするなどの工夫に努める。					
	・ 建築物の中高層部の外壁は、圧迫感を与えないよう色彩に配慮する。					
	・ 屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。					
	・ 色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。					
	《高さ12m未満の部分に対する色彩基準》					
	外壁基本色			強調色		
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
	0. 0R～10. 0R	4 以上 6 未満	4 以下	0. 0R～10. 0R	6 未満	4 以下
		6 以上 8. 5 未満	3 以下		6 以上	3 以下
8. 5 以上 9 未満		1. 5 以下				
0. 0YR～5. 0YR	4 以上 8. 5 未満	4 以下	0. 0YR～5. 0YR	4 以上 8. 5 未満	4 以下	
	8. 5 以上 9 未満	1. 5 以下		4 未満及び 8. 5 以上	3 以下	
5. 0YR～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満	6 以下	5. 0YR～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満	6 以下	
	8. 5 以上 9 未満	1. 5 以下		4 未満及び 8. 5 以上	3 以下	
5. 0Y～5. 0G	4 以上 7 未満	1 以下	5. 0Y～5. 0G	—	1 以下	
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下	
《高さ12m以上の部分に対する色彩基準》						
外壁基本色			強調色			
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	
0. 0R～10. 0R	4 以上 6 未満	4 以下	0. 0R～10. 0R	6 未満	4 以下	
	6 以上 9 未満	1. 5 以下		6 以上	3 以下	
0. 0YR～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満	4 以下	0. 0YR～5. 0YR	4 以上 8. 5 未満	4 以下	
	8. 5 以上 9 未満	1. 5 以下	5. 0YR～5. 0Y	4 未満及び 8. 5 以上	3 以下	
				4 以上 8. 5 未満	6 以下	
その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下	
(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)						
※1 強調色：外壁面の1/5以下で使用可能とする。						
※注 自然素材：(木材や石材、土など)については、別途協議を行うものとする。						

区 分	景観形成基準																																											
色 彩 〔外壁基本色〕 強調色	石神井川沿い基準																																											
	・ 高さ12m未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ下表の色彩基準に適合するものとする。 ・ 高さ12m以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ12m以上の部分に対する色彩基準（右表参照）に適合するものとする。 ・ なお、高さ12m以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩（高さ12m以上の部分に対する色彩基準に適合するもの）を用いる。																																											
	《高さ12m未満の部分に対する色彩基準》																																											
	<table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>6 以上 7 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td></tr><tr><td></td><td></td><td>4 未満及び 7 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>4 以上 7 未満</td><td>1 以下</td><td>5.0Y～5.0G</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 6 未満</td><td>1 以下</td><td>その他</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr></table>	外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	6 以上 7 未満	3 以下	4 未満及び 6 以上	3 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下			4 未満及び 7 以上	3 以下	5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下	その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—
外壁基本色			強調色																																									
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																							
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下																																							
	6 以上 7 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下																																							
0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下																																							
				4 未満及び 7 以上	3 以下																																							
5.0Y～5.0G	4 以上 7 未満	1 以下	5.0Y～5.0G	—	1 以下																																							
その他	4 以上 6 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																							
	《高さ12m以上の部分に対する色彩基準》																																											
	<table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0.0R～10.0R</td><td>4 以上 6 未満</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>6 以上 9 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td><td rowspan="2">0.0YR～5.0Y</td><td>4 以上 7 未満</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>7 以上 9 未満</td><td>3 以下</td><td>4 未満及び 7 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4 以上 7 未満</td><td>1 以下</td><td>その他</td><td>—</td><td>1 以下</td></tr></table>	外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	6 以上 9 未満	3 以下	4 未満及び 6 以上	3 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	7 以上 9 未満	3 以下	4 未満及び 7 以上	3 以下	その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下					
外壁基本色			強調色																																									
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																							
0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下	0.0R～10.0R	4 以上 6 未満	4 以下																																							
	6 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 6 以上	3 以下																																							
0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下	0.0YR～5.0Y	4 以上 7 未満	5 以下																																							
	7 以上 9 未満	3 以下		4 未満及び 7 以上	3 以下																																							
その他	4 以上 7 未満	1 以下	その他	—	1 以下																																							
	(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)																																											
	※ 1 強調色：外壁面の1/5以下で使用可能とする。																																											
	※ 注 自然素材：（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする。																																											

区 分	景観形成基準																						
色 彩 〔アクセント色〕	・下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 ・建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>色彩基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積の上限</td><td> ・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。 </td></tr> <tr> <td>節度ある使用</td><td> ・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td>使用場所※2</td><td> ・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。 </td></tr> <tr> <td>色数</td><td> ・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 </td></tr> <tr> <td>彩度の上限※2</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) </td></tr> </tbody> </table> ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。 ・上記のほか地域性を考慮し、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。	区分	色彩基準	面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。	彩度の上限※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下
区分	色彩基準																						
面積の上限	・外壁各面の 12m 以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。																						
節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。																						
使用場所※2	・建物中低層部である 12m 以下 の部分で用いる。																						
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。																						
彩度の上限※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アクセント色</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr> <tr> <td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr> </tbody> </table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下												
アクセント色																							
色相	彩度																						
0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下																						
5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下																						
その他の色相	彩度 4 以下																						

⑤景観形成重点地区「常盤台一丁目・二丁目地区」

区 分		景観形成基準																																																																																																																	
色 彩 〔外壁基本色〕 強調色	・豊かで文化的な景観の形成を図るため、色彩は、樹木の緑と調和する色彩で、かつ視覚にやさしく落ち着いた色彩とする。 ・屋根は周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。 ・色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 《ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩基準》 <table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">0.0R～10.0R</td><td>4以上6未満</td><td>4以下</td><td rowspan="3">0.0R～10.0R</td><td>6未満</td><td>4以下</td></tr><tr><td>6以上8.5未満</td><td>3以下</td><td rowspan="2">6以上</td><td rowspan="2">3以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td></tr><tr><td rowspan="2">0.0YR～5.0YR</td><td>4以上8.5未満</td><td>4以下</td><td rowspan="2">0.0YR～5.0YR</td><td>8.5未満</td><td>4以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td><td>8.5以上</td><td>3以下</td></tr><tr><td rowspan="2">5.0YR～5.0Y</td><td>4以上8.5未満</td><td>6以下</td><td rowspan="2">5.0YR～5.0Y</td><td>8.5未満</td><td>6以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td><td>8.5以上</td><td>3以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>4以上7未満</td><td>1以下</td><td>5.0Y～5.0G</td><td>－</td><td>1以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>4以上6未満</td><td>1以下</td><td>その他</td><td>－</td><td>1以下</td></tr></table> 《中層住宅地及び低層住宅地の色彩基準》 <table><tr><th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色</th></tr><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">0.0R～10.0R</td><td>4以上6未満</td><td>4以下</td><td rowspan="3">0.0R～10.0R</td><td>6未満</td><td>4以下</td></tr><tr><td>6以上8.5未満</td><td>3以下</td><td rowspan="2">6以上</td><td rowspan="2">3以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td></tr><tr><td rowspan="3">0.0YR～5.0YR</td><td>4以上7未満</td><td>4以下</td><td rowspan="3">0.0YR～5.0YR</td><td>7未満</td><td>4以下</td></tr><tr><td>7以上8.5未満</td><td>3以下</td><td rowspan="2">7以上</td><td rowspan="2">3以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td></tr><tr><td rowspan="3">5.0YR～5.0Y</td><td>4以上7未満</td><td>6以下</td><td rowspan="3">0.0YR～5.0YR</td><td>7未満</td><td>6以下</td></tr><tr><td>7以上8.5未満</td><td>3以下</td><td rowspan="2">7以上</td><td rowspan="2">3以下</td></tr><tr><td>8.5以上9以下</td><td>1.5以下</td></tr><tr><td>5.0Y～5.0G</td><td>4以上7未満</td><td>1以下</td><td>5.0Y～5.0G</td><td>－</td><td>1以下</td></tr></table> （日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による） ※ 1 強調色：外壁面の 1 / 5 以下で使用可能とする。 ※注 自然素材：（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする。					外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4以上6未満	4以下	0.0R～10.0R	6未満	4以下	6以上8.5未満	3以下	6以上	3以下	8.5以上9以下	1.5以下	0.0YR～5.0YR	4以上8.5未満	4以下	0.0YR～5.0YR	8.5未満	4以下	8.5以上9以下	1.5以下	8.5以上	3以下	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下	5.0YR～5.0Y	8.5未満	6以下	8.5以上9以下	1.5以下	8.5以上	3以下	5.0Y～5.0G	4以上7未満	1以下	5.0Y～5.0G	－	1以下	その他	4以上6未満	1以下	その他	－	1以下	外壁基本色			強調色			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	0.0R～10.0R	4以上6未満	4以下	0.0R～10.0R	6未満	4以下	6以上8.5未満	3以下	6以上	3以下	8.5以上9以下	1.5以下	0.0YR～5.0YR	4以上7未満	4以下	0.0YR～5.0YR	7未満	4以下	7以上8.5未満	3以下	7以上	3以下	8.5以上9以下	1.5以下	5.0YR～5.0Y	4以上7未満	6以下	0.0YR～5.0YR	7未満	6以下	7以上8.5未満	3以下	7以上	3以下	8.5以上9以下	1.5以下	5.0Y～5.0G	4以上7未満	1以下	5.0Y～5.0G	－	1以下
	外壁基本色			強調色																																																																																																															
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																													
	0.0R～10.0R	4以上6未満	4以下	0.0R～10.0R	6未満	4以下																																																																																																													
		6以上8.5未満	3以下		6以上	3以下																																																																																																													
		8.5以上9以下	1.5以下																																																																																																																
	0.0YR～5.0YR	4以上8.5未満	4以下	0.0YR～5.0YR	8.5未満	4以下																																																																																																													
		8.5以上9以下	1.5以下		8.5以上	3以下																																																																																																													
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下	5.0YR～5.0Y	8.5未満	6以下																																																																																																													
		8.5以上9以下	1.5以下		8.5以上	3以下																																																																																																													
5.0Y～5.0G	4以上7未満	1以下	5.0Y～5.0G	－	1以下																																																																																																														
その他	4以上6未満	1以下	その他	－	1以下																																																																																																														
外壁基本色			強調色																																																																																																																
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																														
0.0R～10.0R	4以上6未満	4以下	0.0R～10.0R	6未満	4以下																																																																																																														
	6以上8.5未満	3以下		6以上	3以下																																																																																																														
	8.5以上9以下	1.5以下																																																																																																																	
0.0YR～5.0YR	4以上7未満	4以下	0.0YR～5.0YR	7未満	4以下																																																																																																														
	7以上8.5未満	3以下		7以上	3以下																																																																																																														
	8.5以上9以下	1.5以下																																																																																																																	
5.0YR～5.0Y	4以上7未満	6以下	0.0YR～5.0YR	7未満	6以下																																																																																																														
	7以上8.5未満	3以下		7以上	3以下																																																																																																														
	8.5以上9以下	1.5以下																																																																																																																	
5.0Y～5.0G	4以上7未満	1以下	5.0Y～5.0G	－	1以下																																																																																																														

区 分	景観形成基準																						
色 彩 〔アクセント色〕	・下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする。 ・建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。 <table><tr><th>区分</th><th>色彩基準</th></tr><tr><td>面積の 上限</td><td> ・外壁各面の 10m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。 </td></tr><tr><td>節度ある 使用</td><td> ・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 </td></tr><tr><td>使用場所※2</td><td> ・建物低層部である 10m以下 の部分で用いる。 </td></tr><tr><td>色数</td><td> ・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 </td></tr><tr><td>彩度の 上限※2</td><td><table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) </td></tr></table> ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。 ・上記のほか地域性を考慮し、ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地では賑わいを演出するような色彩計画を行う。 ・上記のほか地域性を考慮し、中層住宅地及び低層住宅地では、品位と温かみのある落ち着いた住宅地に配慮し、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。	区分	色彩基準	面積の 上限	・外壁各面の 10m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。	節度ある 使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所※2	・建物低層部である 10m以下 の部分で用いる。	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。	彩度の 上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下
区分	色彩基準																						
面積の 上限	・外壁各面の 10m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。																						
節度ある 使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。																						
使用場所※2	・建物低層部である 10m以下 の部分で用いる。																						
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。																						
彩度の 上限※2	<table><tr><th colspan="2">アクセント色</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0. 0R～4. 9Y</td><td>彩度 8 以下</td></tr><tr><td>5. 0Y～5. 0G</td><td>彩度 6 以下</td></tr><tr><td>その他の色相</td><td>彩度 4 以下</td></tr></table> (日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)	アクセント色		色相	彩度	0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下	5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下	その他の色相	彩度 4 以下												
アクセント色																							
色相	彩度																						
0. 0R～4. 9Y	彩度 8 以下																						
5. 0Y～5. 0G	彩度 6 以下																						
その他の色相	彩度 4 以下																						